

【裁判所職員 専門試験（多肢選択式）より抜粋】

[裁判 憲法] 集会及び結社の自由に関する次のア～エの記述の正誤の組合せとして最も適当なものはどれか（争いのあるときは、判例の見解による。）

ア 現代民主主義社会においては、集会は、国民が様々な意見や情報等に接することにより自己の思想や人格を形成、発展させ、また、相互に意見や情報等を伝達、交流する場として必要であり、さらに、対外的に意見を表明するための有効な手段であるから、集会の自由は、民主主義社会における重要な基本的人権の一つとして特に尊重されなければならないが、公共の福祉による必要かつ合理的な制限を受けることがあるのはいうまでもなく、このような制限が是認されるかどうかは、制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具体的制限の態様及び程度等を較量して決めることになる。

イ 市民会館の使用について、「公の秩序をみだすおそれがある場合」を不許可事由とする規定は、当該会館における集会の自由を保障することの重要性よりも、当該会館で集会が開かれることによって、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解すべきであるが、危険の発生が明らかに差し迫っていなくても、不許可とすることができる。

ウ 公安条例による公共の場所での集会、集団行進等の集団行動についての事前規制については、単なる届出制を定めることは許されるが、許可とは一般的禁止を特定の場合に解除することを意味するから、表現の自由の保障により本来自由たるべき集団行動に許可制を適用することは許されず、一般的な許可制を定めて集団行動を事前に抑制する場合はもちろん、実質的に届出制と異なることがないような規制であっても文面上において許可制を採用することは許されない。

エ 弁護士会や司法書士会等の職業団体が強制加入を定めていることは、職業が高度の専門技術性・公共性を持ち、その専門技術水準・公共性を維持確保するための措置としての必要があって、その団体の目的及び活動範囲がその職業従事者の職業倫理の確保と事務の改善進歩を図ることに厳格に限定されている限り、必ずしも結社の自由の侵害とはいえない。

[裁判 民法] Aは、自らの所有する甲建物をBに対して売却し、BはCに対して甲建物を転売したが、その後、AはA B間の売買契約をBの詐欺又は強迫を理由に取り消すとの意思表示をした。この事例に関する次のア～ウの記述の正誤の組合せとして最も適当なものはどれか(争いのあるときは、判例の見解による。)

ア A B間の売買契約はBの詐欺に基づくものであった。Cが民法96条3項に基づき保護されるためには、Aの取消前に、甲建物について所有権移転登記を備えることが必要である。

イ A B間の売買契約はBの強迫に基づくものであった。Cは、Bの強迫について善意であるにとどまらず、無過失であったとしても、民法96条3項に基づき保護されない。

ウ A B間の売買契約はBの暴行によるものであったが、その際、Aは完全に意思の自由を失うには至らなかった。この場合であっても、AがBの暴行によって畏怖し、畏怖の結果甲建物を売却したという関係が主観的に存在すれば、AはBの強迫を理由としてA B間の売買契約を取り消すことができる。

- | | ア | イ | ウ |
|---|---|---|---|
| 1 | 正 | 正 | 正 |
| 2 | 誤 | 正 | 正 |
| 3 | 正 | 正 | 誤 |
| 4 | 正 | 誤 | 誤 |
| 5 | 誤 | 誤 | 正 |

[裁判 刑法] 不作為犯に関する次のA～Dの記述の正誤の組合せとして最も適当なものはどれか(争いのあるときは、判例の見解による。)

A 不作為犯には、真正不作為犯と不真正不作為犯の2種類のものがある。そのうち、不作為を明示的に構成要件要素として規定し、それが犯罪となる条件を法文上明示しているもののことを、真正不作為犯といい、刑法130条後段の不退去罪がその例である。

B 不作為犯であっても、不作為と結果との間に因果関係が必要である。甲が、乙に対し覚せい剤を注射し、錯乱状態に陥った乙をホテルの客室に放置した結果、乙が覚せい剤による急性心不全のため死亡したという事案で、直ちに甲が救急医療を要請していれば合理的な疑いを超える程度に救命が確実であったといえても、救命が不可能であった可能性がある限り、甲による放置と乙の死亡との間に因果関係を認めることはできない。

C 甲は、手の平から患者にエネルギーを通すという独自の治療を行っていたが、甲が、

脳内出血で倒れて病院に入院した乙の治療をその息子から依頼されて引き受け、主治医の警告を無視して乙を入院中の病院からホテルの部屋まで運び出させ、そのまま医療措置を受けさせないで乙を放置して死亡させたという事案で、甲が、自己の責めに帰すべき事由により乙の生命に具体的な危険を生じさせた上、乙が運び込まれたホテルにおいて、甲を信奉する乙の親族から、重篤な状態にある乙に対する手当てを全面的にゆだねられた立場にあっても、甲に不作為の殺人罪は成立しない。

D 不作為犯が成立するためには、行為者に作為義務がなければならない。この作為義務は、法律上の義務である必要はなく、道徳上の義務や倫理的な義務でもかまわない。

	A	B	C	D
1	正	誤	誤	誤
2	正	誤	正	正
3	誤	正	正	正
4	誤	正	誤	誤
5	正	誤	誤	正

[裁判 経済理論] ソローの新古典派成長モデルを考える。産出量を Y_t 、資本ストックを K_t とし、労働人口は時間を通じて一定と考える (L)。これらより、次のようなマクロ生産関数を仮定する。

$$Y_t = A K_t^\alpha L^{1-\alpha}$$

また、粗投資を I_t 、資本減耗率を δ とし、資本ストックの時間を通じた変化は次のように表されるものとする。

$$K_{t+1} - K_t = I_t - \delta K_t$$

マクロの貯蓄率 s は一定であり、各期において財・サービス市場は均衡しているものとする。したがって、 $I_t = s Y_t$ の関係が成立している。

このような状況の下で、いま $A = 1.4$ 、 $\alpha = 0.5$ 、 $\delta = 0.07$ 、 $s = 0.2$ とした場合、長期均衡 (定常状態) における労働人口 1 人当たり資本ストックの値として、最も適当なものはどれか。

- 1 12
- 2 16
- 3 27
- 4 48
- 5 81